

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 4 年 11 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

地方交付税法の一部を改正する法律（令和 4 年補正予算関連）の施行に併せて、令和 4 年度分の普通交付税の算定方法の改正等を行う必要があるため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

地方交付税法の一部を改正する法律により、令和 4 年度に限り、「臨時経済対策費」を設けることとされたことから、当該費目における測定単位の数値の算定方法や補正係数に関する規定を新設。

3. 施行期日

普通交付税の額の変更決定日（令和 4 年 12 月 9 日予定）に公布・施行予定

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令について

令和 4 年 11 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

普通交付税に関する省令の改正に伴い、地方財政法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の額（臨時財政対策債の発行可能額）を当初算定において決定された額から異動させないため、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成 13 年総務省令第 109 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

臨時財政対策債の発行可能額を当初算定において決定された額から異動させないため、今回の法改正と同様、控除前財源不足額について、令和 4 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政需要額をもとに算出することとする。

3. 施行期日

普通交付税の額の変更決定日（令和 4 年 12 月 9 日予定）に公布・施行予定

令和四年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令について

令和 4 年 11 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和 4 年度の国の補正予算により増額された地方交付税の一部については、調整戻しや普通交付税の額を再算定することにより、令和 4 年度中に交付することとなったが、地方交付税法第 16 条第 1 項は、4 月、6 月、9 月及び 11 月以外に普通交付税を交付することを予定していない。このため、補正予算成立後速やかに普通交付税の額の変更決定及び現金交付を行えるよう、同条第 2 項の規定に基づき、12 月の地方交付税の現金交付の特例を設ける必要がある。

2. 省令案の内容

地方交付税法第 16 条第 1 項においては、12 月に特別交付税の交付を予定していることから、令和 4 年度分の地方交付税に限り、12 月に同月分の特別交付税の額と再算定後の追加交付に要する普通交付税の額との合算額を交付できる旨の地方交付税の交付額の特例を定める。

3. 今後の予定

普通交付税の額の変更決定日（令和 4 年 12 月 9 日予定）に公布・施行
予定